

# 新たな営業許可・届出制度に伴う 給食施設の必要な手続きについて

平成30年の食品衛生法改正により、令和3年6月1日から、新たな営業許可・届出制度が始まります。

これに伴い、給食施設については、その営業形態によって新たな手続きが必要となる場合があります。

## ●パターン1: 直営で給食を提供している施設(1回あたり20食以上)

「営業届」の対象業種(集団給食施設)に該当します。

→「営業届」を提出してください。

- ・施設基準はなく、また、手数料や更新手続きは不要です。
  - ・HACCPに沿った衛生管理の導入が必要です。
  - ・食品衛生責任者の設置が必要です。
  - ・提出期限は令和3年11月30日までとなっています。
  - ・すでに給食報告書を提出している施設についても、改めて届出が必要です。
- ※「新たな届出は不要」とアナウンスしておりましたが訂正させていただきます。

## ●パターン2: 直営で給食を提供している施設(1回あたり20食未満)

営業許可、営業届のいずれにも該当しません。

→「営業届」の提出の必要はありません。(提出は任意となります)

## ●パターン3: 外部事業者に委託している施設

委託状況に関わらず、受託する事業者が「飲食店営業許可」を取得する必要があります。

→許可を受けていない事業者は

「飲食店営業許可」の取得が必要となります。

- ・施設基準があります。
- ・申請手数料が必要です。  
(食品衛生協会に加入する場合は協会費が別途発生します)
- ・HACCPに沿った衛生管理の導入が必要です。
- ・食品衛生責任者の設置が必要です。
- ・既に許可を受けている事業者は許可期限まで手続き不要です。

※食品衛生責任者や法人代表者等が変更した場合は、変更届(「営業許可申請書・営業届(変更)」)の提出が必要です。

※※必要な様式は青森市ホームページ「[食品関係営業許可と届出](#)」に掲載されています。

担当: 青森市保健所生活衛生課 食品衛生チーム  
〒030-0962 青森市佃二丁目19-13  
TEL:017-765-5293 FAX:017-765-5283